

指定管理者制度のあり方の検討状況について（中間報告）

1 経緯

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、区民サービスの向上を図るとともに、経費削減を図る目的で平成15年に地方自治法の改正で創設された制度であり、本区では、行財政改革推進の観点から、平成16年度から導入し、現在73施設となっている。また、本制度の運用に当たっては、平成30年に「墨田区指定管理者制度ガイドライン」を策定し、本制度に関わる基本的事項や統一的な考え方を定めたところである。

一方、導入から16年が経過し、施設や本制度を取り巻く社会環境の変化による課題も生じており、運用のあり方を検証する必要性が生じた。今回、その検討状況を報告し、今後のガイドラインの改定につなげていく。

2 課題と検討状況

（1）導入にあたっての考え方と継続施設の検証

指定管理の新規導入に当たっては、施設の設置目的を効率的かつ効果的に行うため、同種事業を実施している民間事業者からの意見聴取や費用対効果等を考慮し、適切に判断している。また、制度を継続する施設にあっては、モニタリングや第三者評価等を通じて、事業効果の検証を十分に行った上で、管理運営のあり方を検討している。そのような中、今年度は、新規導入を予定する施設と運用のあり方を見直す施設を次のとおりとした。

ア 新規選定した施設

曳舟文化センター

イ 運用のあり方を見直した施設

すみだボランティアセンター（令和3年度から業務委託により実施予定）

（2）競争性の確保

新規施設では、複数の事業者から応募を受けることが多いが、継続施設では少数の応募となる傾向にあることから、新規事業者が参入しやすい環境整備を図るため、次のとおり対応する。

ア 公募予定施設の事前周知（年度初めに一括周知）

イ 公募期間の延長

ウ 募集説明会に参加したが、応募しなかった事業者からのアンケートなどを踏まえた意見聴取

（3）非公募及び外郭団体の指名への客観性の確保

非公募により指名する団体は、モニタリング結果などを基に適切に判断する。

その団体から応募があった場合は、公募時と同様に、区が設定した水準を満たしているか評価する。

外郭団体を選定する場合にあっては、専門的かつ高度な技術やノウハウが求められる施設や、公益性の高い業務を行う施設に限定しているところであるが、今後は、第三者機関によるモニタリングを義務化し、総合的に管理運営を評価する。

(4) 選定過程における、さらなる透明性の確保

- ・選定委員会で評価した内容が分かるよう、項目別の採点結果を見える化し、より透明性を確保する。
- ・選定に当たっては、施設の性格に応じて、専門委員の活用を検討する。

3 指定管理者制度のあり方のまとめ

指定管理者制度のあり方については、今後、行財政改革実施計画の中で総括することとし、引き続き検討し、ガイドラインの改定を行う。